

## 第8期 雲南市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和6年6月19日（水） 13:30～14:13

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（14名）

4. 欠席委員（5名）

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第84号 雲南市都市計画審議会委員の選出について
- ・議第85号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第86号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第87号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第88号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

## 8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、委員の皆様はご起立ください。</p>
議 長	<p>一同ご礼。ご着席ください。ここから先は、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第12回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により7番委員、8番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p>
議 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田畑転換届の受理について</li> <li>・ 災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について</li> <li>・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・ 畑地化促進事業実施予定農地の確認について</li> <li>・ 会議等の報告</li> <li>・ 会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号を告げられてから発言をお願いいたします。何か質問はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、議第84号雲南市都市計画審議会委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをご覧ください。議第84号雲南市都市計画審議会委員の選出について、でございます。別紙1としてお配りしております第8期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。</p> <p>現在は、雲南市都市計画審議会委員へ加藤会長にお出かけいただいております。任期は、令和6年7月8日までとなっております。都市計画審議会事務局からの委員選出依頼書によりますと、任期は令和6年7月9日から令和8年7月8日までの2年間となっております。</p> <p>以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でこの案件に関しましてご協議をいただいておりますので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
1 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
1 番	<p>1番です。議第84号は、人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>した。これまでも任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているとありますので、先程、事務局から現在の委員の加藤会長の名前が読み上げられましたが、引き続きお務めいただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局並びに委員長から説明、提案がありました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第84号雲南市都市計画審議会委員の選出については、現在の委員であります、加藤一郎(かとう いちろう)を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任として、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第84号雲南市都市計画審議会委員の選出については、提案のとおり留任として、選出することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第85号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第85号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を説明します。議案書10ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。今月は36件でございます。</p> <p>番号1番から2番です。〇〇町〇〇、地目は田1筆、畑1筆の合計2筆で、関係者は1名、合計面積は2,973㎡です。令和6年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3番から12番です。〇〇町〇〇で、地目は田7筆、畑3筆、合計10筆で、関係者は1名、合計面積は6,743㎡です。令和6年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号13番です。〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、面積は1,555㎡です。令和6年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号14番から36番です。〇〇町〇〇、地目は田18筆、畑5筆で、関係者は5名、合計面積は16,474.48㎡です。令和6年6月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>今回の合計面積は田23,521㎡、畑4,224.48㎡、合計27,745.48㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしく願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第85号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第85号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。 (異義無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第85号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第86号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第86号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は8件の申請が出ております。議案書14ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は2,492㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行うということです。農地とともに隣接する空き家も取得しますが、空き家は譲受人が経営する会社の従業員の寮として活用します。農地は全て畑として利用し、寮に住む従業員とともに自家消費用の野菜を栽培するとのことです。因みに、譲受人は〇〇市にも農地を所有しておられ、その農地も同様に会社の従業員の方と一緒に耕作していると聞いております。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は91㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。所有権移転の申請事由は裁判所の審判により移転するということです。この土地は相続放棄により相続財産管理人が管理している農地であり、裁判所の審判により亡くなった元所有者の親戚である譲受人が所有することになりました。昨年度の第4回総会で他の農地の所有権移転は許可済みであり、今回の申請地は分筆の必要があったことから1筆遅れて申請されたところでした。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は5,880㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。所有権移転の申請事由は圃場整備に際し生前贈与を行うということです。現所有者の体調が優れないことから、親族へ生前贈与を行うものです。譲受人が市外在住ですが、圃場整備完了後は地元の営農組合に作業委託をされるとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の4筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は3,126㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家とともに申請地を譲り受け、耕作を行うということです。現在、譲受人に経営面積はありませんが、母方の実家の農作業を手伝っていた経験があります。一緒に空き家へ引っ越す予定である譲受人の母も8年間実家の方で農作業をしていました。農機具は譲渡</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長 7 番 議 長 7 番</p>	<p>人からそのまま譲り受ける予定であり、市内在住の親戚に刈り取りなどの作業は協力を依頼するなどして耕作をしていくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は68㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行うということです。先日、相続登記が完了したことから、市内の親戚である譲受人に所有権移転をされるものです。申請地は譲受人の母が隣接する自身の畑と一体的に以前から耕作しており、所有権移転後も変わらず利用します。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は125㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は自宅から離れた場所にあり耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作を行うということです。申請地は譲受人所有の畑に隣接しており、現在も一体的に耕作をしています。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は5,857㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。現在、申請地は地元の農事組合法人が借り受けています。譲受人はその法人の組合員であるため、貸借契約はそのままに所有権移転を行い、今後も変わりなく耕作をしていくとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は408㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受け、耕作、管理を行うということです。申請地は山際の細長い不整形地です。自宅に近い部分では果樹を栽培し、その他の部分では草刈りで管理をするとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願ひします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>7番です。申請番号4番についてです。空き家農地を取得されるということで聞き取り調査をいたしました。農地を取得した理由として、何を栽培するかというと、今まで作っておられた方が米を作っておられるので、水稻をそのまま作るということでした。必要な農機具は、所有者から耕運機と田植え機をいただいておりますので、その他は親戚から借りてやりますということでした。農業についての不安は、少し知識があるから大丈夫であ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 議 長	<p>る。不安はないということでしたが、女性だけの家族なので、私からみると少し不安があると思っています。将来は、今作っておられる場所が1箇所なので、あとの残った場所をどうするか聞きましたが、それはもう全然考えていないということでした。しかし、私がここに来るまでに通る場所なので、見ると誰かが作っておられる様子で、荒れてはいないところです。ですので、この点についてもう一度近くの人にも聞き取りをしようと思っています。また改めてしっかりとすることが言えると思っております。耕作は今年いっぱい作られるということで、来年から作りますとのことでした。道路沿いなので、作ってないと言われるところがないよう、草刈りくらいはしてほしいと思っておりますので、そのところをきちんと相手方にも言っておきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、私から申請番号2番の説明をしておきたいと思えます。今後このような案件が出てくるのではないかという気もしています。非常に複雑なので、議事録に残しておくために若干時間をいただいて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請番号2番の〇〇町〇〇の案件です。事務局の説明にありましたように、相続放棄案件です。非常に法的なものが絡む問題でありまして、19ページの5条の申請番号2番にも出てきますけれども、5条のところ再度説明するよりも、まとめて説明した方が分かりやすいと思えますので、3条の申請番号2番と5条の申請番号2番を併せて説明いたします。</p> <p>先ず、経過の報告をさせていただきます。行政書士事務所の代表者から経過報告書が出されております。この度、相続財産管理人が申請いたしました農地法第5条第1項にかかる関係土地について、以下の通り経過報告します。ということです。この財産管理人は司法書士で、経過報告書は行政書士からということになります。当該土地は、昭和51年9月に元所有者の兄が親から相続し、その後、平成28年2月に元所有者の兄が死亡のため元所有者が相続により取得しています。しかし、元所有者は〇〇町ではなく、△△市△△町に生活しており、相続財産がどのように管理されているかについてもほとんど承知していなかったようです。〇〇町には、相続人ではないが、遠い親戚の方が何名かおられ、その人たちが管理できる場所は、面倒を見ていたようです。今回の家庭裁判所の審理でも墓地の管理者等が確定せず、現在も継続して家庭裁判所での審判を進めている状況です。幸いに当該土地を含めた5筆については、遠い親戚である譲受人が事情を聴き、財産管理人の申し出を受けることになったようです。該当の土地4筆については、皆さんが相当以前から現状のようになっていたと言われますが、登記簿謄本等を調べてみますと、昭和43年から昭和45年にかけて〇〇町の国土調査事業が行われており、その際には現在の状況にはなっていなかったと思われます。そのため、元所有者の兄が相続した昭和51年頃に両親が相次いで他界しており、葬儀等に合わせ墓地や進入路等を整備したのではないかと考える方が現実的だと報告が出ております。このような経過報告書がございまして、家庭裁判所の審判書が添付されておりますので、確認をいたしております。それから、担当地区の推進委員からの報告書を朗読させていただきます。申請することになった経過は、申請地の登記名義人は元所有者の相続財産で、申請人は相続管理人及び譲受人が元所有者に係る農地を含めた財産を引き継ぐこととなったため、そのうち農地に係る転用手続きを行</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>うものです。転用目的は、墓地及び墓地の管理地です。いつ頃から使用していたのかは、昭和51年頃からではないかと思われます。誰がということですが、元所有者の両親（既に他界）の葬儀等に合わせ墓地や進入路等を整備したのではないかと思われるということでございます。その他総会で報告する情報につきましては、財産管理人の選任に係る審判書及び権限外行為の許可に係る審判書を踏まえ、財産管理人、事業計画者による農地に係る転用手続きがなされたものです。この申請地4筆は、今回の所有権移転に合わせ、精査したところ登記簿面積が実際の面積とずれていたことから、許可後は所有者へ分筆し、譲渡される予定となっています。</p> <p>図面を見ていただきたいと思いますが、図面が15ページにありますが、42ページのものがよくわかると思います。5条のものになります。手書きの図面ですが、5分割ということでカタカナのイロハニホと細かい土地になっています。そのうちニとホとハはそれぞれの続き土地の墓地のところへ渡されます。それで、ロはまだ墓地になっていないようございまして、今後、農業委員会へ提出されて、きちんと手続きを踏んでいただくよう指導していくということになります。イについては農地で3条のままでいくというような複雑な案件でございます。この図面が一番わかりやすく、5分割で現在も広く使っておられるということで、ニもホもハも全部が現在墓地として使っておられるということで、新たにきちんと分割していくという状況の内容のものになります。ここのところは地域の墓地がたくさん寄っているところで、非常に複雑な場所になります。</p> <p>相続放棄地で今後出てくる場合には、こうした司法書士を財産管理人として立て、行政書士の手続きを踏むならこうした手続きをやっていくということで、皆様方もそれぞれの地域で今後、私も他の案件を〇〇地区内で2、3件知っておりますが、親戚も皆相続放棄をされるということで、非常に複雑になってきています。家庭裁判所が関わる問題でありますので、そういった案件が出た時には、この資料一切を事務局で保管しておりますので、この先例を見ながら、また、事務局の指導を受けながらきちんとした法的手続きを踏んで、総会に提出をしていただくようお願いをしておきたいと思います。</p> <p>以上が補足説明となります。非常にわかりにくい説明となり、なかなか聞いただけでは理解できかねると思いますけれども、このような手続きを踏んで本日提出をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。</p> <p>議 長 他に補足説明はありませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、議第86号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第86号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。よって、議第86号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議第87号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書18ページ、議第87号農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面については36ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は37㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、庭として利用したい、とのことです。始末書が提出されており、農地でないとの認識で、平成5年頃に植栽し、庭として利用してきた。とのことです。農用地区域外で、土地代は、空き家を含めての価格のため不明、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合、に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の4筆で、申請面積は17.75㎡。地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、墓地として利用したい、とのことです。経過報告書が提出されており、申請地の登記名義人は、亡くなられた故人であり、裁判所の審判により、財産管理人が代わって転用申請されるものです。また、申請地は昭和50年頃から墓地の一部となっていました。農地法の手続きがされておらず登記上は農地のままとされており、今申請をされるものです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は51.2㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け、住宅の建築と、駐車場及び庭を整備したい、とのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番、2番と同じです。</p> <p>以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
<p>4 番</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>4 番</p>	<p>4番です。申請番号1番について始末書が出ていますので確認をしております。始末書の内容及び確認した内容を報告させていただきます。</p> <p>今回の申請は、譲渡人の亡父が30年ほど前に宅地入り口部分の畑に観賞用として植栽をし、庭として使用してまいりました。この案件は始末書案件を含む農地の全てを取得するために、〇〇町の譲受人から3条申請が提出されており、雲南市〇〇町〇〇 △△-△の地目が畑であることが分かりました。この度、農地転用許可が必要であることを知り、早急に許可申請をすることにいたしました。本来であれば、無断転用部分を農地へ復旧する必要があると思いますが、今回、農地転用許可の申請をさせて頂き、当方の勝手ではあり</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ますが、現状と同様庭として使用させていただきたく、寛大なるご理解をお願いいた たく申し上げます。以後、このような違法行為が無いよう、農地法を厳守してまいります ので、よろしく願い致します。ということでございます。ご審議の程よろしく願 いたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p>
議 長	<p>2番の案件については、先ほど3条の申請番号2番で説明をしたとおりでござ いますので、ここでは説明を控えさせていただきます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>それでは補足説明がありませんので、説明を終わります。次に質疑はござ いませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第87号農地法第5条の規定による許可申 請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第87号農地法第5条の規定による許可申 請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第88号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ いて、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第88号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の承認について、をご説明いたします。議案書22ページをご覧ください。今 回は設定件数1件。内訳は〇〇町1件です。借り受け戸数は1戸となっております。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全 ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利 用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、の要件を満たしてい ると考えます。 以上について、ご審議の程をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ここで恒例により各町でご協議いただくわけですが、今回は、事務局より説 明しましたが、該当が〇〇町で1件のみでありますので、事前にご協議をいた だいております。その結果を〇〇町より発表をお願いします。</p>
17番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
17番	<p>17番です。申請番号1番の案件でございますけれども、再設定であり問題 ないと考えております。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第88号農業経営基盤強化促進法に 基づく農用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>土地利用集積計画の承認については申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第88号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>皆様ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:13 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_